

農地の「利用状況調査」を実施しています

現在、農業委員会では、遊休農地（耕作されていない農地）の把握と発生防止等のために、農地法の規定に基づく「利用状況調査」を行っています。

本調査は、地域の農業委員が中心となって現地調査を行うもので、10月末頃まで実施いたします。調査の際には、必要に応じて農地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご了解をお願いいたします。

また、現地調査の結果をふまえ、遊休農地と思われる土地の所有者の方々に、農地としての利用を図っていただけるようにご連絡をさせていただく予定です。

農地保全のために、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



農地を守り、有効に利用しましょう！

平成21年12月の農地法改正により、農地の権利をお持ちの方に対して「農地を農地として利用する責務」が設けられました。

もう、自分で耕作するのは難しい…

農地を相続したけど、管理ができない…



農地として利用ができないことでお悩みの方は、農業委員会にご相談下さい。

農地が遊休化してしまうと？

食料供給力の維持が困難に

鳥獣害・病害虫の発生

不法投棄等の増加

再び耕作できる状態に戻すのは大変！

大切な農地を適切に利用するよう、皆様のご協力をお願いいたします。

農地改良をする時は、早めに農業委員会へ相談を！

農地改良として、農地に切土や盛土をしたい。



農業委員会への「届出」、または北海道知事の「一時転用許可」が必要です！

※転用許可の場合は、認められるまで3か月程度必要です！

農地改良は慎重に進める必要があります

- 周辺の土地との関係で、トラブルになることもあります。
- 不適切な工事を行うと、結果的に土地を荒廃させてしまうこともあります！

農業委員会 問い合わせ先
ホームページ アドレス

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>